

新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱が改正されました。

【主な改正内容】

標識の設置後に行う事前説明の範囲について、以下のように改正しました。

【事前説明を行う範囲】

改正前	改正後
<p>共同住宅及びその建築予定地に隣接し、又は近接する土地又は建築物の全部若しくは一部を所有又は占有する者及び当該範囲内に居住する者が所属している自治会又は町内会の会長</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>道路沿いの場合 ■ : 近隣関係者</p> <p style="text-align: center;">道 路 (15m 未満)</p> <p style="text-align: center;">建 築 予 定 地</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>交差点の場合</p> <p style="text-align: center;">道 路 (15m 未満)</p> <p style="text-align: center;">道 路 (15m 未満)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 計画予定地の近隣の建築物のうち、その敷地が計画予定地の敷地境界線から15mの範囲内にある建築物を所有する者 • 上記範囲内にある建築物を占有する者 • 上記範囲内にある建築物に居住する者が所属する自治会又は町内会の代表者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">■ : 近隣関係者の範囲</p> <p style="text-align: center;">道 路</p> <p style="text-align: center;">道 路</p> <p style="text-align: center;">15m</p> </div>